

助成対象を拡充しました！



ようへき  
**がけ・擁壁改修工事費の**

**助成制度をはじめました。**

自然のがけ地や古くて傷んだ<sup>ようへき</sup>擁壁に対して安全化への最大の効果を発揮する、擁壁改修工事費の一部を助成することで、災害に強いまちづくりを目指します。

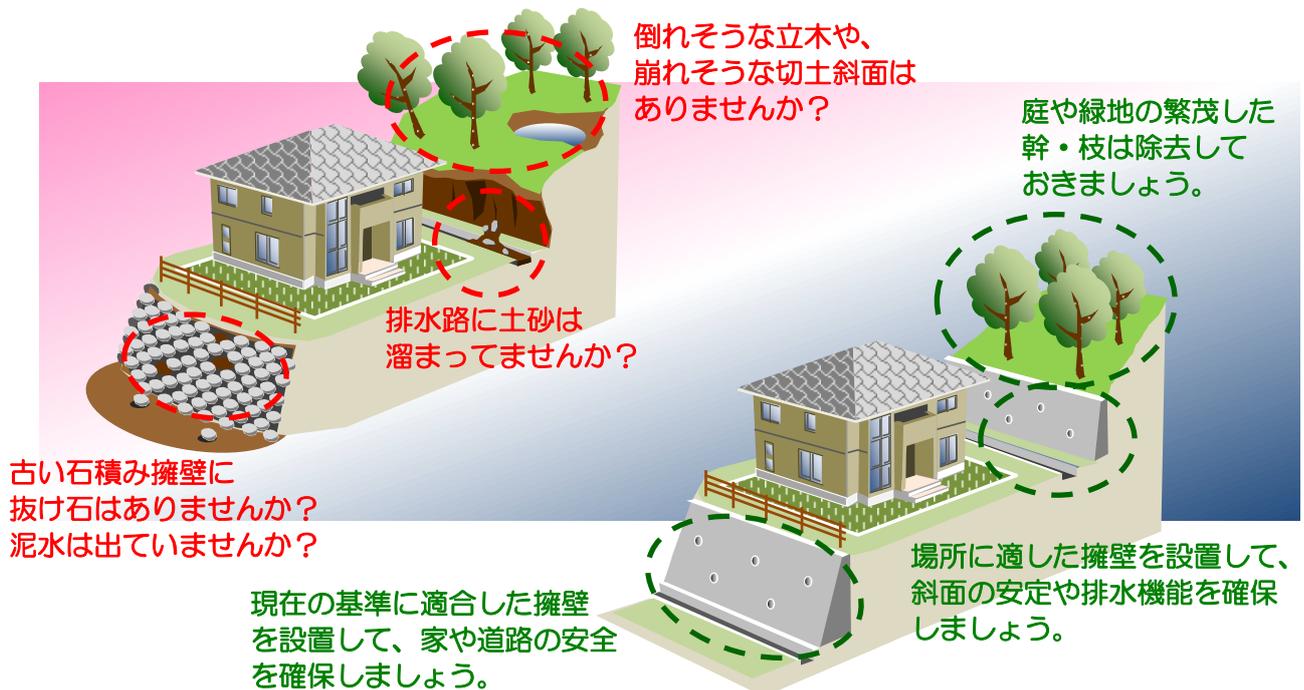
**がけ・擁壁の危険性と安全化対策の必要性**

- 近年の気象変動による大型台風やゲリラ豪雨が原因で、土砂災害の危険性が高まっています。
- 大規模地震でがけや<sup>ようへき</sup>擁壁が崩れると、周囲の人や家への被害に加えて、道路がふさがれて避難活動や消火活動を遅らせてしまうことがあります。



**こんな状態になっていませんか！？**

— 土地所有者は、がけ・擁壁の安全確保に取り組みましょう。 —



## 改修工事費助成制度の内容



### 【助成の対象となる方】

○がけ・擁壁ようへきを所有者している方

※以下の方は助成対象とはなりません。

- ・国、地方公共団体、鉄道事業者
- ・住民税（法人の場合は、法人住民税）を滞納している方
- ・すでにこの要綱による助成を受けたことがある方
- ・国、地方公共団体その他の団体から同種の助成を受けている方

法人の方も対象となりました！

### 【対象となるがけ・擁壁ようへき】

- ①東京都が公表している急傾斜地崩壊危険箇所きゅうけいしゃちほうかいきけんかしよまたは土砂災害警戒区域内にあるがけ・擁壁
- ②区内の道路・公共施設に面するがけ・擁壁ようへき

（②については、高さが2メートルを超え、かつ傾斜角30度を超えるものに限る。）

助成対象となるがけ・擁壁を拡充しました！

### 【助成の目安と金額】

上記①のがけ・擁壁… 工事費の1/3（上限 500万円）

上記②のがけ・擁壁… 工事費の1/3（上限 200万円）

※建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（開発許可）（昭和43年法律第100号）、東京都建築安全条例の定める基準に適合した工事が助成対象となります

## 助成金交付までの流れ

#### ①区との事前協議

※助成対象となる工事が事前に協議を行います。

#### ②助成申請書の提出

※助成対象となった工事は必要書類を添えて申請書を提出します。

#### ③申込者への通知

※申請の内容を審査し、助成決定した場合、申請者に通知します。

#### ⑥助成金交付請求

※交付請求後、助成金を支払います。

#### ⑤助成金交付申請

※工事完了後、区で完了検査を実施します。

#### ④工事契約・着手

※区で指定した工程に達した時に中間検査を実施します。

助成決定

※申請に必要な申請書や添付書類等については、下記の区ホームページをご覧ください。

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/page000031100/hpg000031056.htm>



問合わせ先

品川区 都市環境部 建築課 審査担当(構造)

〒140-8715 品川区広町2-1-36 本庁舎6階

電話:03-5742-9172 FAX:03-5742-6898